

# 企業立地促進計画の概要

平成25年 6月10日 決定・提出  
平成25年 8月 8日 変更・提出  
平成27年10月30日 変更・提出  
平成29年 9月15日 変更・提出  
令和 3年 4月20日 変更・提出

## 趣旨

○ 福島復興再生特別措置法（以下「法」という。）に基づき、避難解除等区域への新規企業の立地を促進するために作成する計画である。

## 構成

### 1 計画の位置付け

- 法第18条第1項に基づく計画。避難解除等区域復興再生推進事業（※1）を実施する企業の立地を促進することにより、避難解除等区域の復興・再生を目指す。  
※1 法第18条第1項の雇用機会の確保に寄与する事業その他の避難解除等区域及び認定特定復興再生拠点区域の復興及び再生の推進に資する事業であって、法施行規則第11条に掲げる事業
- 避難解除等区域復興再生推進事業を実施する企業が認定を受けた後、認定計画に基づき事業を実施することにより課税の特例が適用。
- 県は、企業立地促進のための施策を総合的に講じ、関係市町村との連携のもと避難解除等区域の復興・再生に取り組む。

### 2 目標及び期間

#### (1) 目標

4つの「ふるさと」の姿を取り戻し、『将来的に豊かで安心して暮らせる誇りある地域の再生を図ること』を目標とする。

- ① 避難解除区域の住民等が安定して働くことができる「ふるさと」
- ② 地域の創富力(\*)が向上し、自立した地域経済の好循環を生むことができる「ふるさと」 (\* 富を生み出すこと)
- ③ 地域の交流が生まれ、新しい地域コミュニティが成長する「ふるさと」
- ④ 安心して暮らすことのできる生活環境がある「ふるさと」

#### (2) 対象業種

以下の避難解除等区域復興再生推進事業ごとに、別紙に記載

- ・ 相当数の避難解除区域の住民等を継続して雇用する事業
- ・ 先導的な施策に係る事業、地域資源を活用した事業等避難解除等区域の地域経済の活性化に資する事業
- ・ 避難解除区域の住民等が日常生活を営む上で必要な商品の販売又は役務の提供に関する事業
- ・ 原子力災害により被害を受けた施設等の復旧及び復興に資する事業

#### (3) 期間

令和3年度から令和7年度までの5年間  
（「認定福島復興再生計画」の期間と同じ）

### 3 対象区域及び基本的な考え方

#### (1) 対象区域

12市町村の避難解除区域等（避難解除区域及び現に避難指示であって法第4条第4号ハに掲げる指示であるものの対象となっている区域（認定特定復興再生拠点区域復興再生計画が定められているときは、それらの区域及び認定特定復興再生拠点区域。））の全域を企業立地促進区域とする。

#### (2) 区域区分別の企業立地の基本的な考え方

- 避難解除区域・・・復旧・復興の最前線拠点
- 認定特定復興再生拠点区域・・・帰還困難区域のうち概ね5年を目途に、避難指示の解除により住民の帰還を目指す区域（平均積算線量が毎時3.8mSv以下を大きく超えない地域に限定）

#### (3) 立地に当たって企業が留意すべき事項

- ① 各種土地利用計画との整合性の確保
- ② インフラ復旧・除染実施状況の把握
- ③ 事業実施に関する留意事項の遵守

### 4 企業立地促進区域において実施しようとする措置の内容

環境回復の取組を進めるとともに、国・市町村と連携し以下に取り組む。  
(1) 企業立地環境整備 (3) 雇用・人材育成支援 (5) 技術開発・連携支援等  
(2) 新事業創造・創業支援 (4) 金融・経営支援

### 5 その他必要な事項

- (1) 関係する市町村及び事業者との必要な情報の共有化
- (2) 計画の進捗状況の点検と見直し (3) 住民等への適切な情報発信

#### (参考) 課税の特例措置の内容

##### 【国税の課税の特例】

- ① 機械等に係る特別償却等（※特別償却と税額控除は選択適用）

対象資産	特別償却	税額控除
機械・装置	即時償却	15%
建物・附属設備、構築物	25%	8%

- ② 避難対象雇用者等を雇用した場合の税額控除  
企業立地促進区域内の事業所に勤務する避難対象雇用者等に対して、税額の20%を限度として、給与等支給額の20%を税額控除

(注) ①機械等に係る特別償却等と②避難対象雇用者等を雇用した場合の税額控除は選択適用。

- ③ 福島再開投資等準備金  
・ 事業再開のための準備金を積み立てた際、積立額を損金に算入（最大3年間）  
・ 再開投資した際には、特別償却が可能（機械・装置：即時償却、建物等：25%）

※ 地方税の課税の特例については、県、市町村の条例において別途定める。